

八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、市の事務又は事業（以下「事務事業」という。）における暴力団排除措置の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業の相手方 市が事務事業の相手方にしようとし、又はしている者をいう。
- (2) 排除措置 市が事務事業の相手方としない措置又は相手方としていることを取り消し、若しくは解除する措置をいう。
- (3) 排除措置対象者 市が事務事業から排除する者をいい、次に掲げる者をいう。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員である者。

イ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。以下同じ。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。以下同じ。）に当たり、その契約先が上記アからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

カ 上記アからエまでのいずれかに該当する者を、下請契約又は再受託契約の契約先としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市長が当該契約の解除を求め、これに従わなかった者。

(排除措置等)

第3条 市長は、次に掲げる事務事業について、排除措置を実施するものとする。ただし、当該事務事業の目的及び内容から排除措置を実施すべきでない特別な理由があるものについては、この限りでない。

- (1) 建設工事請負等、製造の請負、物品調達、業務委託、役務の提供、貸借、修繕、公有財産売却等の入札及び契約
- (2) 公の施設の指定管理の指定
- (3) 公の施設の利用
- (4) 補助金等の交付、金銭の給付又は貸借
- (5) 前各号に掲げるもののほか、相手方に何らかの利益を与えるおそれのある事務事業

2 市長は、事務事業の執行に当たり、排除措置を実施するための規定を設けるとともに、排除措置対象者を排除すること及び排除措置対象者であるかどうかを青森県警察八戸警察署長（以下「警察署長」という。）に照会する場合があることを、あらかじめ、申請書等に記載する等の方法により、事務事業の相手方に周知しなければならない。

3 市長は、事務事業の相手方が排除措置対象者に該当するか否かについて確認する必要があると認めるときは、警察署長に対し別記様式第1号により照会するものとする。

4 警察署長は、前項に定める照会を受けたときは、速やかに調査し、市長に対し別記様式第2号により回答するものとする。

5 市長は、事務事業の相手方について、警察署長から排除措置の実施の要請（以下「排除措置要請」という。）に係る通知（別記様式第3号）を受け、排除措置を実施したときは、当該排除措置対象者に排除措置を実施したことを通知するものとする。

6 市長は、警察署長からの排除措置対象者に該当する旨の回答は、前項に定める排除措置要請とみなす。

7 市長は、排除措置を実施したときは、その旨を警察署長に対し別記様式第4号により通知するものとする。

8 市長は、排除措置を実施した排除措置対象者に対し、警察署長から排除措置要請の取消しの通知（別記様式第5号）があるまで、排除措置を継続するものとする。

(公表)

第4条 市長は、特別の理由がある場合を除き、排除措置を実施したときは、当該排除措置対象者の氏名又は法人名称、住所又は所在地、措置期間、措置内容、措置理由その他必要な事項について、警察署長からの排除措置要請の写しとともに公表するものとする。

(支援及び協力の要請)

第5条 市長は、排除措置に係る排除措置対象者からの妨害等が生じ、又は生じることが予想されるときは、警察署長に対し、警察官の出動その他の支援及び協力を要請するも

のとする。

(不当要求等への対応)

第6条 市長は、事務事業の相手方が排除措置対象者から不当要求若しくは違法行為（以下「不当要求等」という。）を受けたとき、又はこれらを受けるおそれがあると認めるときは、速やかに警察署長に通報するよう指導するものとする。

2 市長は、不当要求等を受けた事務事業の相手方に対し、状況に応じて、履行期限の延長等の必要な措置を実施するものとする。

(情報管理)

第7条 市長は、この要綱の運用により取得した情報を適正に管理し、この要綱を運用する目的以外には使用してはならない。

(適用除外)

第8条 排除措置の実施に関し、別に要綱若しくはこれに類するものがある場合又は法令等に暴力団排除に関する定めがある場合は、この要綱を適用せず、当該要綱若しくはこれに類するもの又は法令等に定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、排除措置の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から実施する。